

金蔵 税務チャンネル

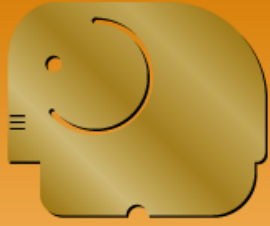
～ 動画で解説！ 税務会計・相続 ～

第3回 養子縁組制度は利用した方がよい

2017/10/2



木村金蔵税理士事務所



金蔵 税務チャンネル

～ 動画で解説！ 税務会計・相続 ～

No. 03 — 2017年10月2日

第3回 養子縁組制度は利用した方がよい

- ① 民法上は、養子縁組は何人でも可能です
- ② 但し、相続税の計算上は制限がある
- ③ 税率区分が下がる効果があるから利用すべし
- ④ 基礎控除額や生命保険金・退職金の非課税枠が増える
- ⑤ 実子が死亡しても養子の孫は代襲相続人になる
- ⑥ 孫養子も財産を取得した場合は相続税が2割増



① 民法上は、養子縁組は何人でも可能です

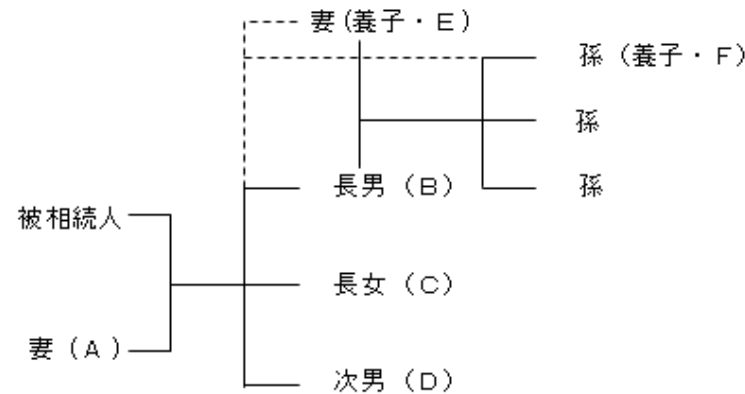
相続権があるので、孫を養子とした場合は、その取得分だけ一代相続を飛ばせる。

② 但し、相続税の計算上は制限がある

実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人

③ 税率区分が下がる効果があるから利用すべし

< 事例 >



本来、子供B、C、Dの相続分が1/8なのに、次のようになる。

法定相続人	民法上の相続分	相続税法上の相続分
妻 A	1/2	1/2
長男 B	$1/2 \times 1/5 = 1/10$	$1/2 \times 1/4 = 1/8$
長女 C	$1/2 \times 1/5 = 1/10$	$1/2 \times 1/4 = 1/8$
次男 D	$1/2 \times 1/5 = 1/10$	$1/2 \times 1/4 = 1/8$
養子 E	$1/2 \times 1/5 = 1/10$	} $1/2 \times 1/4 = 1/8$ (養子の制限によりE・Fのうち1人)
養子 F	$1/2 \times 1/5 = 1/10$	
計	1 (4人→6人)	1 (4人→5人)

④ 基礎控除額や生命保険金・退職金の非課税枠が増える

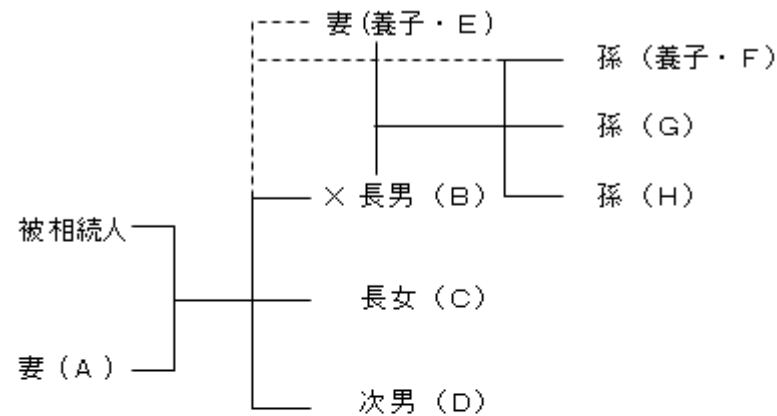
イ. 基礎控除額： $3000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

ロ. 生命保険金の非課税枠： $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

ハ. 退職金の非課税枠： $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

⑤ 実子が死亡しても養子の孫は代襲相続人になる

< ③の事例の場合 >



法定相続人	民法・相続税法上の相続分
妻 A	1/2
養子 E	$1/2 \times 1/5 = 1/10$
孫・養子 F	$1/2 \times 1/5 + 1/2 \times 1/5 \times 1/3 = 4/30$
孫 G	$1/2 \times 1/5 \times 1/3 = 1/30$
孫 H	$1/2 \times 1/5 \times 1/3 = 1/30$
長女 C	$1/2 \times 1/5 = 1/10$
次男 D	$1/2 \times 1/5 = 1/10$
計	1 (4人→7人)

⑥ 孫養子も財産を取得した場合は相続税が2割増

長男(B)が健在で、孫の養子(F)が相続又は遺贈によって財産を取得した場合には、孫に対する相続税額が2割加算される。